

「困ったときはこの人に」という社会を

「ひきこもり基本法」制定に向けた思い

KHJ全国ひきこもり家族会連合会 藤岡清人理事長(共同代表)に聞いた

取材・執筆／石井英資

KHJの藤岡清人理事長(共同代表)は、「ひきこもり基本法」というひきこもりに特化した法律が制定されることを求めている。「ひきこもる本人や家族たちがよりよい支援を受けられるように」ということが狙いのひとつである。しかし、「ひきこもり基本法」の背景にあるのは、このような支援的な考えだけではない。ひきこもりに関わる人々の暮らしや権利を守る社会が実現すること。これこそが、「ひきこもり基本法」の根幹にある願いだ。藤岡さんに、「ひきこもり基本法」が目指すところや、そこに込めた思いを聞いた。

——ひきこもりに特化した法律を作りたいと考える理由を教えてください。また、既存の法律制度によるひきこもり支援にはどのような不足があるのでしょうか？

現在の行政によるひきこもり支援は、「生活困窮者自立支援法」という法律を根拠として行われています。しかし、現状では、住んでいる自治体によって受けられる支援に温度差があるなどの原因で、受けられるひきこもり支援の質にばらつきが生じていると言わざるをえません。また、コロナ禍に伴い、生活困窮者自立支援窓口では相談件数が約3倍となるなど、窓口業務が繁忙を極めているとも聞いています。困窮者対応で手一杯となること、ひきこもり相談が後回しにされることも実際に起きています。

ひきこもりに特化した法律によって支援が行われれば、今述べたような支

援の自治体格差がなくなったり、支援にスピード感が出たりという、好ましい対応ができるようになると思います。

——藤岡さんが作られた「ひきこもり基本法」のたたき台(第15回KHJ全国大会(2021年)の分科会で発表された)の条文を読んだのですが、「権利を守る」や「人権を守る」という言葉がよく出てくると感じました。現在、ひきこもっているご本人やご家族の人権が、どう守られていないとお考えなのか、お聞かせください。

日本社会は、ひきこもっている方々やそのご家族が「助けて」という声をあげにくい社会ではないかと感じています。ひきこもり関係の問題は、「家や家族の問題」だという認識が社会の側にあるのではないのでしょうか？

8050問題に関連して、親が「く

なった後に、その子どもがそのまま遺体を放置して、死体遺棄で逮捕されたという事件が相次いで起きています。

これらの事件が示すように、ひきこもる本人やご家族が、何か起こったときにどうしたらいいかわからないというのが、実態としてあるのです。

「助けてください」を言える社会にしなければいけない。これは憲法で保障されている権利です。「困った時には『助けて』と言ってくれませんか」というのが、普通の感覚じゃないかなと思います。

ところが現在でも、『助けてください』と言うのを遠慮する「声をあげにくい」「近所に知られたくない」といったことが起っています。ひきこもりという状態になることは、ある意味「恥」のような認識があると思うのです。

「あの人なら相談してもいいな」という信頼関係が大事

——助けを出したくても出せない状態は、「人権が守られている状態」とは言えないですね？

国や行政だけでなく、家族の意識についても話しておきたいことがあります。家族会に参加して間もない親御さんの中には、お子さんを責める方もいらっしゃいます。例えば「なんで働かないんだ!」とか。そうやって責めるのではなくて、まずはひきこもっているご本人を理解することが始まりなのです。

ほかには、ひきこもっているご本人が親御さんに対して、行動を縛るような発言をするケースもあります。例えば「家族会に行くな」とか。こういう対応をされると、親御さんは外にヘルプが出しにくくなります。そういう意

味では、親御さんは「本人との関係性を大切にしながらも、言いなりにはない」とことも大事だと思えます。

いろいろな家族の方がいらっしゃるから、すべてに通用するような決め手はありませんけれど、私は「困った時は、ヘルプを出していただく」とぜひお伝えしたいです。

——このインタビュー前、ひきこもり基本法の意義について、「親亡き後の心配がご家族にはあり、安心を担保することは重要です」とお話されていたのが印象的でした。「親亡き後」の安心をどのように作るのか、具体的に想定していることはありますか？

「親が亡くなった後にどうしていいかわからない」という困りごとがよくあるケースです。こういった人たちを、必ず相談先につなげるというのが、必要じゃないかと思えます。

確かに「親が亡くなったときは、こういう手続きがあります」というのは各自治体にあります。本人がその局面を事前にシミュレーションしていなかったら、パニックになることもあります。

現実には、そういうことが起こります。親が亡くなると、どうしていいかわからず、そのまま放置されるのが、だから「どうしていい窓口があるから、

ここに相談に来て」という備えを社会の側で作っておくことが、まず必要なのかと思います。

法律ではなく、ご家族の側から考えると、なにか困りごとがあるなら、ご自身が生きていくうちに行政の窓口や保健所などに相談するのは良いでしょう。それによって、人とのつながりができて、それが「ああ、あの人になら相談してもいいな」という信頼関係になっていくことが大事だと思うのです。例えば、広島市では、「ゆりかごから墓場まで、生活の様々な場面や地域で、市民生活を支えます」というキャッチフレーズで、いろいろな問題に対応する窓口が一つになっていきます。そういうところがあれば、つながりを作っておくのが良いと思います。そして、「困った時はこの人に言いなさい」とお子さんに伝えることが、必要じゃないかと思えます。

——過去には「発達障害者支援法」などの、生きづらさにアプローチする様々な法律ができてきました。にもかかわらず、このような法律は、ひきこもりに対してあまり有効に働かなかったように思えます。その理由は何かと思えますか？ひきこもる方々の人数は、内閣府による「ここ10年ほどの一連の調査を見ても、むしろ増加傾向にあるのでは」と感じます。

私が代表を務める「KHJ広島『もみじの会』」が発足した2002年には、たとえば発達障害者支援法はできていませんでしたし、「発達障害」という概念も一般的でなかったと思います。そういう意味では、生きづらさやひきこもる原因というのは、時代とともに変わってきてくるものかもしれません。発達障害でひきこもる方もおられるし、そうでない理由でひきこもる方もおられる。また、いろんな世代で、ひきこもる。それに対して、たとえば発達障害などの個々の法律だけではカバーできない部分も出てくるでしょう。

——ひきこもるご本人やご家族に対して、どういうふうになってほしいと思えますか？

やっぱり、笑顔で暮らせるのが、いちばんじゃないですかね。

何が幸せかは、一人ひとり違ってくるでしょう。私の頭で考えている幸せや価値観と、本人の考えているそれとは、また違うものかもしれません。

価値観も、世代とともに変わってきますよね。たとえば、昔はフォークソングが流行っていましたが、今はそうではない。あの頃の歌手が、今も当時と同じような人気を得て活躍するというのは、なかなか想像できないですね。

——『たびだち』を読んでいる方に、メッセージをお願いします。

やっぱり、困った時に「助けて」と言える関係先をたくさん作っていくのが、必要なんじゃないでしょうか。

——ありがとうございました。

■ふじおか・きよと/KHJ全国ひきこもり家族会連合会理事長。KHJ広島もみじの会代表。2002年、全国を回って親の会を立ち上げていたKHJ初代代表・故奥山雅久氏が広島を訪れることを地元新聞の記事で知り、氏の話を知った後、KHJ広島もみじの会を発足することになる。当初は事務局長を務め、数年後、代表に就任。2023年度よりKHJ理事長。

